

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、分析機器の電気設計業務等に従事していた。
- 2 請求人によると、被災者は、業務上の心理的負荷により精神障害を発病して自殺したという。被災者は、平成〇年〇月〇日、〇橋から飛び降り、翌〇日、橋の下で横たわっているところを通行人に発見され、警察署において死亡が確認された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日」、「直接死因：脳挫傷」、「死因の種類：自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F3気分（感情）障害」を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、被災者の本件疾病発病前6か月（以下「評価期間」という。）における業務による出来事として、要旨、「被災者が所属していた部署の新製品が、平成〇年〇月の展示会で発表されることとなったものの、当初の開発予定よりも2年ほど遅れていたことにより、同人は責任を強く感じ、ストレスを受けた。また、C部の関連製品売上目標が〇億円と設定されたことにより、被災者の業務は、質的にも量的にも変化（増加）を余儀なくされた。」と主張している。

(4) 被災者は、評価期間において、C部・D課E係（F、G及び被災者の計3名で構成される係）に所属し、新製品や特別注文品に対する電機設計などの業務に従事していたと認められる。

被災者の業務に関して、Gは、要旨、「技術部において、F、G及び被災者は、それぞれ異なる業務をしており、被災者が担当していた業務は遅れもなく順調であった。そのため、開発が遅れ気味であった私（G）の業務を手伝ってもらったこともあった。また、C部の業務量については、平成〇年〇月及び〇月は落ち着いていたため、忙しかったこともない。」と述べており、Fは、要旨、「平成〇年度、C部が忙しい状況にはなく、被災者については、組合活動に支障が出な

いよう配慮をしていた。また、製品は完璧な状態でなければ発表されないので、2年から3年開発が遅延している製品は相当な数となる。」と述べている。加えて、労働時間集計表を精査すると、評価期間中の1か月当たりの時間外労働時間数は、最大で38時間02分であり、かつ、時間外労働時間数が20時間以上増加した期間も認められない。

また、個別目標管理表によれば、C部・D課に対し、〇億円の関連製品売上目標が課せられたことは事実であるが、一件記録を精査すると、当該目標は、あくまでC部・D課に課された組織目標であって被災者個人に課された目標ではなく、当該組織目標が被災者の業務量や労働時間を増加させた事情は見受けられない。

以上を総合的に勘案すると、C部ないし同課において、開発が遅延していた製品が相当数存在していたことは事実であったとしても、被災者自身の担当業務が遅滞していたり、増加していたりといった事実は認められないことから、当審査会としては、同主張に係る出来事を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(5)ところで、請求人は、被災者の従事した組合活動については、労働時間から控除されるべきでなく、組合活動も業務による心理的負荷として取り扱うべきである旨主張しているので、以下検討する。

ア 労災保険法における「労働者」とは、同法制定の経緯からみて、労基法に規定する「労働者」と同一のものと解される。そして、労基法上の「労働者」とは、同法第9条において、「職業の種類を問わず、労基法の適用を受ける事業に使用される者で、賃金を支払われるものをいう。」と定義されていることから、労災保険法において、保険給付の対象となる労働者であるか否かについても「使用される者」であるか（使用従属関係にあるか）が判断基準となる。

イ 上記判断基準によれば、被災者の従事した組合活動は、会社の業務命令によるものでないことから、組合活動に従事していた時間を労働時間とみることはできず、当審査会としては、被災者の組合活動を除いた労働時間について審査官が策定した労働時間集計表を妥当と判断するものである。

ウ 加えて、被災者は、組合の執行委員長であり、組合と被災者は使用従属関係

に立たず、被災者は組合における労働者には該当しないことから、組合活動も業務による心理的負荷とみるべきであるとの請求人の主張はこれを採用することはできない。また、労基法第38条第1項の規定により、組合活動を行っていた時間も労働時間として合算すべきとの請求人の主張についても、被災者を組合における労働者としてみることはできない以上、これを採用することはできない。

(6) よって、本件については、上記(4)のとおり、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「弱」の出来事が1つ認められるのみであり、当審査会としては、被災者の本件疾病の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。